

部活動振興費に関する規定

この規定は、PTA 予算の部活動振興費の運用について定めたものです。

【申請理由】

以下の場合、物品購入に限って申請できます。(優先順位 1 → 4)

- 1 部活動の新設で新規に大量の物品が必要になった場合
- 2 スポーツのルールチェンジで新たに多くの物品が必要になった場合
(例：ボールの大きさの変更)
- 3 生徒会予算で買いきれない物品（消耗品を除く）が必要になった場合
〔例：吹奏楽部の楽器、バスケットボール部のリバーシブルシャツ、
ソフトボール部のティーバッティング用ネット〕
- 4 顧問の交代などで部の活動方針が変更になり、新たな物品が大量に必要な場合

【申請までの手順】

- 1 新年度の部活動顧問（以下顧問という）決定後、生徒会指導部の部活動担当が顧問に「部活動振興費に関する規定」について説明を行う。その後、顧問の必要に応じて、本部会計（教員）が申請書を配布する。
- 2 顧問は部の状況に応じて生徒と相談後、申請書に記入して本部会計（教員）に提出する。

【部活動振興費配分案決定までの手順】

- 1 本部は期日までに提出された申請書を予算会議で検討し、申請理由の優先順位等を考慮して部活動振興費配分案を作成する。場合によっては申請した顧問も予算会議に出席し、説明を行う。
- 2 本部は部活動振興費配分案を PTA 予算案に含めて第 1 回運営委員会に提案し、承認を得る。
- 3 第 1 回総会で PTA 予算が承認され、部活動振興費配分案が決定する。

【物品購入について】

- 1 総会で承認された後、顧問は速やかに物品を購入し、1 学期中に会計手続きを終える。
- 2 購入した物品（消耗品は除く）は PTA からの寄贈とし、学校備品として登録する。

【部活動振興費残額の取り扱いについて】

- 1 部活動振興費に残額がある場合、本部は申請の再募集を検討し、必要があればその旨を 9 月の運営委員会に提案する。
- 2 運営委員会の承認を得て、本部は部活動振興費の申請を再募集する。配分については、本部が責任をもって当てる。
- 3 本部は申請書を検討のうえ配分を決定し、運営委員会に報告する。

【規定の変更について】

本規定の変更については、運営委員会で審議し決定する。

【附則】

2006 年 4 月 1 日施行